

退職した方がいたら(普通徴収の場合).....

- 1 6月から12月までに退職し一括徴収の申し出がない場合、特別徴収できなくなった市・県民税は普通徴収という方法で本人より納付していただきます。退職される方にもあらかじめご説明ください。
- 2 下の例では、(ウ)未徴収税額6,000円を普通徴収の第4期として1回で納付していただくことになります。

記載例

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※異動の事由が発生した翌月10日まで必ず提出してください。

	申告支援	基	幹		
年度	/	/	/	/	/
年度	/	/	/	/	/

令和 5 年 12 月 5 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指定番号												7012345678				
大仙市長 あて		014 - 0053	大仙市大曲花園町1番1号												0001					
		名称及び 代表者の 職氏名	株式会社 大仙産業												連絡者の 係、氏名 及び電話 番号			係 総務係		
		個人番号又 は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	氏名 大仙 一子			電話 (0187) 63 - 1111	
フリガナ	給与所得者	(ア)	特別徴収税額 (年税額)	徴収 済月	(イ)	徴収済額	(ウ)	未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以 降 退職時までの 給与支払額								
氏 名	ダイセン タロウ	円	6	6	円	6,000	円	6,000	5	1. 退職(普通)	1. 特別徴収継続 A欄へ	1,234,567								
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	円	12,000	6	円	6,000	円	6,000	5	2. 転勤	2. 一括徴収 B欄へ	控除社会 保険料額								
生年月日	T.S.H 50 年 8 月 31 日	円		6	円		円		5	3. 休職	3. 普通徴収 C欄へ	123,456								
旧住所	(1月1日現在の住所...必ず記入願います)	円		6	円		円		11	4. 長期欠勤										
新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)	円		6	円		円		11	5. 死亡										
	同上	円		6	円		円		30	6. 会社解散										
		円		6	円		円			7. その他										

AまたはBに該当する場合は、未徴収税額(ウ)の徴収方法について記入してください。

A 特別徴収継続		特別徴収義務者指定番号	
		個人番号又は法人番号	
所在地	〒		
名称 代表者			
担当者	電話		
上記特別徴収義務者へは 月割額 円 を 月分			
(月 日納期) から徴収するよう連絡済です。			

B 一括徴収
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。
一括徴収した
税額 円 は、 月分
(月 日納期)
で納入します。

C 普通徴収
未徴収税額(ウ)をご本人が支払います。
(市役所から退職者本人宛に税額通知)

注意 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。